

# 小樽市歴史的風致維持向上計画の策定について

## 1 計画策定の目的

小樽市歴史的風致維持向上計画は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（以下「歴史まちづくり法」という。）に基づく支援制度を活用し、本市固有の歴史文化資源を守り育て、後世に継承するとともに、歴史的な環境を活かしたまちづくりを進めることにより、地域の活性化や市民の郷土に対する誇りと愛着を醸成することを目的としている。

### ●歴史的風致とは（歴史まちづくり法第1条）

地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境

## 2 計画の位置付け

本計画は、第7次小樽市総合計画、第2次小樽市都市計画マスタープラン及び小樽市歴史文化基本構想と整合を図るとともに、小樽市景観計画などの関連計画と連携を図りながら、本市の歴史文化資源を基盤としたまちづくりを推進するための計画として策定する。

## 3 歴史的風致維持向上計画の概要

市町村が策定する「歴史的風致維持向上計画」を主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）が認定し、その認定計画に基づく市町村の取組に対して、国が各種事業などにより支援を行うものである。

### (1) 計画の内容

- ・歴史的風致の維持及び向上に関する方針
- ・重点区域の位置及び区域
- ・歴史的風致の維持及び向上のために必要な事項
- ・歴史的風致形成建造物の指定の方針等
- ・計画期間：令和7年度（2025）～令和16年度（2034）

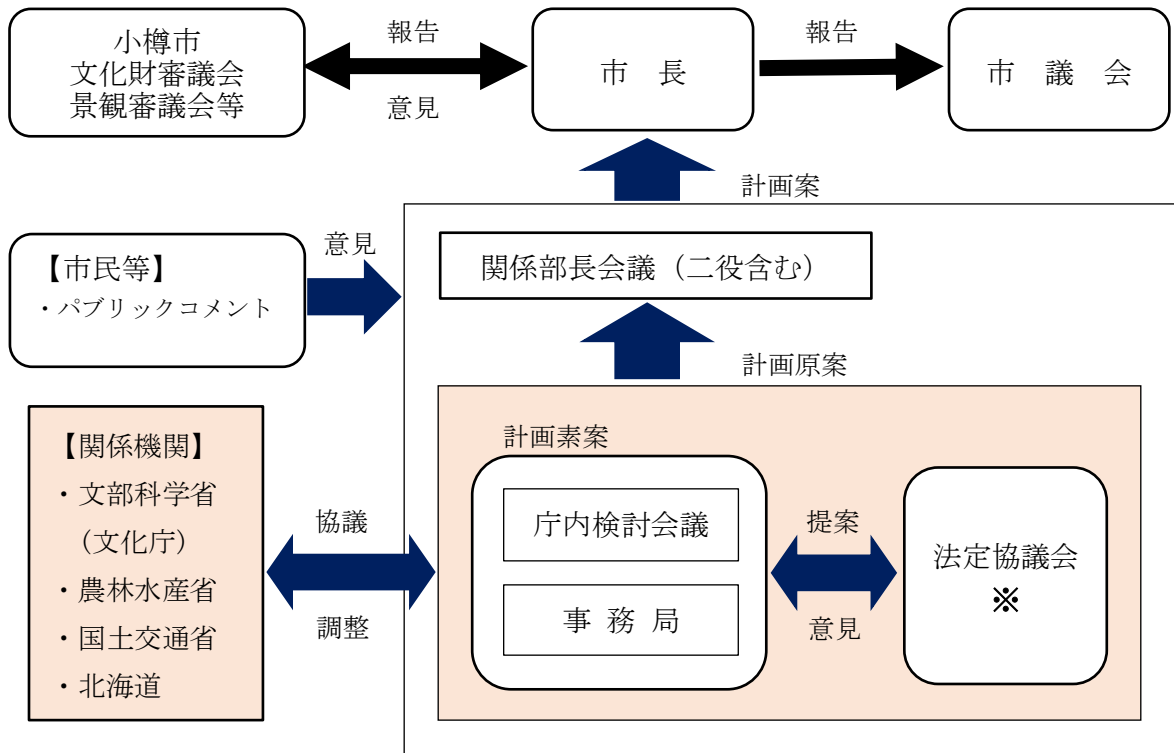
### (2) 計画策定による効果

- ・歴史的建造物の保全・活用
- ・まちなみ景観の向上
- ・住民活動の活発化、地域の活性化
- ・市民の郷土に対する誇りと愛着を醸成

### (3) 計画の認定状況

令和4年12月20日現在、88市町の計画が認定されている。（道内に認定計画なし。）

## 4 計画策定体制



※歴史まちづくり法第11条に基づき組織する。

学識経験者、関係団体、市民、文化財建造物等所有者、関係行政機関、その他市長が必要と認める者で構成

## 5 計画策定スケジュール

### ●令和5年度

6月～7月：法定協議会の設置

7月～3月：国土交通省と協議（1回）、三省庁ヒアリング（3回程度）、  
法定協議会の開催（3回程度）

### ●令和6年度

4月～11月：三省庁ヒアリング（3回程度）、三省庁現地調査（1回）、  
法定協議会の開催（3回程度）、パブリックコメントの実施

1月：計画認定申請